

住民監査請求の受理について (政務活動費の返還請求について)

住民監査請求について、請求の受理を決定しましたので、概要をお知らせします。請求内容については、令和 6 年 1 月 30 日（火）を期限として監査を行います。

- 1 請求人…………… 1 名
- 2 請求の提出年月日……………令和 5 年 12 月 1 日（金）
- 3 請求の受理を決定した年月日…令和 5 年 12 月 11 日（月）
- 4 法定監査期限……………令和 6 年 1 月 30 日（火）
- 5 監査請求書の記載内容

（以下、原則として原文のとおり。なお、事実証明書類の掲載は省略した。）

（1）公金支出

堺市は、令和 4 年 9 月 28 日までに、地方自治法第 100 条第 14 項、堺市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年堺市条例第 2 号、以下「条例」という）第 2 条及び第 3 条に基づき、政務活動費を大阪維新の会堺市議会議員団（以下、「維新の会」という。）に交付した。維新の会は、そのうち広報費として市政報告チラシ「維新プレス堺 Vol. 3」（事実証明書 1）に 1,083,825 円を支出した。

（2）政務活動費の違法な使用について

ア 政務活動費について

政務活動費は、地方自治法第 100 条第 14 項から 16 項及び条例の規定に基づき、堺市議会議員の調査研究その他の活動に資するため、必要な経費の一部として交付され（条例第 1 条）、政務活動費は、会派及び交付対象議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付される（条例第 5 条）。

したがって、政務活動費について、政務活動に要する経費以外に充てることは許されない。

イ 違法な支出について

維新の会は、交付を受けた令和 4 年度の政務活動費のうち、広報費として、金 1,083,825 円を法定の目的外の使途に違法に支出した。以下に詳述する。

維新の会は、令和 4 年 9 月 28 日、広報・広聴費として、1,083,825 円を支出した（事実証明書 2）。同支出は、維新の会のチラシ「維新プレス堺 Vol. 3」（以下、「本件チラシ」。事実証明書 1）に係るデザイン、原稿作成、印刷、新聞折込の費用であった（事実証明書 3、事実証明書 4）。維新の会は令和 5 年 4 月 30 日、堺市に上記支出を報告した（事実証明書 5）。

しかし、本件チラシの配布は後述のとおり政務活動に該当しないから、その経費を政務

活動費として支出することは、条例5条3項に違反するものである。

ウ 本件チラシの配布が政務活動に該当しないこと

本件チラシの裏面には永藤英機市長の上半身写真が掲載されており、その右側には堺市各区についての行政方針が記載されている。さらに下部には、「永藤市政で産み出した改革効果は約130億円!これからも持続可能な力強い堺を創っていきます!」と大書されている。つまり本件チラシの裏面の下半分強については、維新の会ではなく永藤市長の施政方針や成果を広報している。

表面中央部には、竹山前市長と永藤市長の予算編成を比較して、財政状況が改善したと喧伝するグラフが掲載されている。この部分についても、永藤市長の広報と考えられる内容である。上記各部分については、維新の会の議員らと同じ大阪維新の会に所属する市長の宣伝であって、選挙活動又は政党活動というべきである。

さらに、本件チラシのうち市政報告と直接関係の無い表題や維新の会構成員の写真を除いた残部の半分近くが上記永藤市長の広報部分であり、維新の会らの活動を報告していると考え得る部分は全体の4割程度に過ぎない。このようなチラシの配布は、全体として政務活動に該当しないものである。

(3) 堺市の請求権

上述したように、政務活動費は、政務活動に要する経費以外に充てることは許されない。

したがって、堺市は、維新の会に対し、不法行為（民法709条）に基づき、広報費として使用した金1,083,825円の損害賠償請求権を有する。

また維新の会は、堺市の損失のもとに広報費として支出した金1,083,825円の利益を得たものであり、遅くとも令和5年4月30日の時点で、そのことにつき法律上の原因がないことを知っていた。

したがって、維新の会は悪意の受益者（民法704条）にあたり、堺市に対し、その翌日から年3%の法定利息を付して不当利得を返還しなければならない。よって、堺市は、維新の会に対し、不当利得返還請求（民法703条）または条例8条に基づき、上記の返還請求権を有する。

(4) 履行遅滞

堺市は、金1,083,825円の返還請求権または損害賠償請求権を有しているにもかかわらず、維新の会は、当該債務について未だ弁済を行っていない。

遅くとも、堺市が交付金の収支報告をうけた令和5年4月30日の翌日から、当該債務について履行遅滞が生じている。

(5) 惰る事実

堺市は、維新の会に対する金1,083,825円及びこれに対する令和5年5月1日から支払済みまで年3分の割合による遅延損害金の請求権の行使を行っておらず、当該不行使は、地方自治法242条1項の違法に財産の管理を怠る事実に該当する。

(6) 結論

よって、監査委員は、市長に対し、維新の会に金 1,083,825 円の返還請求権または損害賠償請求権を行使させるなど、必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。